

平成28年度

教育委員会定例会
(3月)



まっすぐかのや

平成29年3月17日(金)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 平成29年3月17日（金） 午後3時

場 所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第23号 鹿屋市立小中学校財務事務取扱規程の一部改正について (P 2)
 - (2) 議案第24号 鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部改正について (P 9)
 - (3) 議案第25号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付契約に係る保護者負担に関する規則の一部改正について (P 13)
 - (4) 議案第26号 平成28年度教育委員会点検評価について (P 16)
 - (5) 議案第27号 鹿屋市いじめ対策第三者委員会委員の委嘱について (P 17)
 - (6) 議案第28号 鹿屋市子ども読書活動推進計画の策定について (P 19)
- 5 報告
 - (1) 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について (P 20)
 - (2) 平成29年度鹿屋市一般会計当初予算について (P 27)
 - (3) 鹿屋市議会3月定例会の一般質問について (P 34)
 - (4) 鹿屋看護専門学校専任教員の採用について (P 42)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第23号

鹿屋市立小中学校財務事務取扱規程の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成29年3月17日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

市内小中学校における財務事務の取扱いについて学校長等の事務を明確化するため、本案を提出するものである。

鹿屋市立小中学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令

鹿屋市立小中学校財務事務取扱規程（平成27年鹿屋市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「訓令」を「規程」に改め、「第60号」の次に「。以下「会計規則」という。」を加え、「鹿屋市教育長、議会事務局長、各種委員会等事務局長等の補助執行に関する規則」を「鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に改める。

第2条中「訓令」を「規程」に改める。

第3条第2項中「職員）は」を「職員。以下これらを「事務職員」という。）は、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から学校財務事務担当者として任命（会計規則第3条に規定する収納取扱員及び物品取扱員とみなす。）を受け」に改める。

第4条中「教育次長」を「教育委員会」に、「予算見積り資料」を「予算要求資料」に改める。

第5条中「教育次長」を「教育委員会」に、「学校事務職員」を「事務職員」に改める。

第6条第1項及び第3項中「教育次長」を「教育委員会」に改める。

第7条第2項及び第3項中「学校事務職員」を「事務職員」に改める。

第9条中「訓令」を「規程」に改め、同条を第13条とする。

第8条の次に次の4条を加える。

（発注）

第9条 学校配当予算の執行に伴う発注は、市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者に対し優先して行わなければならない。ただし、教育委員会がこれにより難い事情があると認めたときは、この限りでない。

（契約）

第10条 小中学校における契約に関する事務を担当する職員は、事務職員をもって充てる。

2 事務職員は、契約事務に当たっては、学校長の決裁を経るものとする。

（検収）

第11条 小中学校における物品の購入等に関する検収は、学校長又は事務職員が行

うものとする。

- 2 検収を行う者は、契約内容に適合しているか否かを検査確認しなければならない。

(物品の取扱い)

第12条 学校長は、小中学校における物品の出納保管に関する事務を総括する。

- 2 事務職員は、学校長の命を受けて物品の出納保管の事務をつかさどる。
- 3 学校長は、物品の保管について、物品使用者の中から保管責任者を定めるものとする。
- 4 物品の保管転換、返納、廃棄等については、事務職員が事務手続を行うものとする。

別記様式中「鹿屋市教育委員会教育次長」を「鹿屋市教育委員会」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

鹿屋市立小中学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立小中学校財務事務取扱規程 平成27年3月10日教育委員会訓令第3号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鹿屋市予算規則(平成18年鹿屋市規則第59号。以下「<u>予算規則</u>」という。)、鹿屋市会計規則(平成18年鹿屋市規則第60号。以下「<u>会計規則</u>」という。)、鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成18年鹿屋市規則第13号。以下「<u>補助執行規則</u>」という。)その他の法令等に特別の定めのあるものほか、鹿屋市立の小中学校の財務事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校長 鹿屋市立学校設置条例(平成18年鹿屋市条例第185号)に定める小中学校の校長をいう。</p> <p>(2) 学校財務事務 小中学校の財務に関する事務をいう。</p> <p>(3) 学校配当予算 小中学校の学校運営に要する経費をいう。 (学校財務事務)</p> <p>第3条 学校長は、学校財務事務を統括する。</p> <p>2 学校事務職員(学校事務職員を置かない学校においては、<u>学校長の指定する職員</u>。以下これを「<u>事務職員</u>」という。)は、<u>鹿屋市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」という。)</u>から<u>学校財務事務担当者として任命(会計規則第3条に規定する収納取扱員及び物品取扱員とみなす。)</u>を受け、<u>学校財務事務を担当する。</u> (予算要求)</p> <p>第4条 学校長は、毎年度、<u>教育委員会の指示する予算要求資料</u>を作成し、<u>指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>○鹿屋市立小中学校財務事務取扱規程 平成27年3月10日教育委員会訓令第3号 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、鹿屋市予算規則(平成18年鹿屋市規則第59号。以下「<u>予算規則</u>」という。)、鹿屋市会計規則(平成18年鹿屋市規則第60号)、<u>鹿屋市教育長、議会事務局長、各種委員会等事務局長等の補助執行に関する規則</u>(平成18年鹿屋市規則第13号。以下「<u>補助執行規則</u>」という。)<u>その他法令等に特別の定めのあるものほか、鹿屋市立の小中学校の財務事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</u> (定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校長 鹿屋市立学校設置条例(平成18年鹿屋市条例第185号)に定める小中学校の校長をいう。</p> <p>(2) 学校財務事務 小中学校の財務に関する事務をいう。</p> <p>(3) 学校配当予算 小中学校の学校運営に要する経費をいう。 (学校財務事務)</p> <p>第3条 学校長は、学校財務事務を統括する。</p> <p>2 学校事務職員(学校事務職員を置かない学校においては、<u>学校長の指定する職員</u>)は、<u>学校財務事務を担当する。</u> (予算要求)</p> <p>第4条 学校長は、毎年度、<u>教育次長の指示する予算見積り資料</u>を作成し、<u>指定する期日までに教育次長に提出しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(予算の意見聴取)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、<u>学校長</u>からの<u>予算要求</u>に関し、<u>学校長</u>及び<u>事務職員</u>から<u>意見を聴き</u>、<u>市長</u>に対し、<u>予算の要求</u>を行うものとする。</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、<u>予算規則</u>第13条第1項の規定による<u>歳出予算の配当</u>があった場合は、<u>学校長</u>に対し、<u>鹿屋市一般会計学校配当予算通知書</u>(別記様式)により<u>学校配当予算</u>を配当する。</p> <p>2 前項の配当は、<u>臨時的措置</u>を除き、<u>原則</u>として4月に行うものとする。</p> <p>3 <u>学校長</u>は、前2項に規定する<u>学校配当予算</u>に<u>過不足が生ずることが予想</u>される場合には、あらかじめ<u>教育委員会</u>に<u>協議</u>しなければならない。</p> <p>(予算の執行管理)</p> <p>第7条 <u>学校長</u>は、<u>学校配当予算</u>の範囲内で<u>適正かつ効果的な予算の執行管理</u>に努めなければならない。</p> <p>2 小中学校における<u>予算の執行管理</u>に関する<u>事務</u>は、<u>事務職員</u>が担当する。</p> <p>3 <u>事務職員</u>は、<u>学校長</u>に対し、<u>適宜学校配当予算の執行状況</u>を報告しなければならない。</p> <p>(予算執行の範囲)</p> <p>第8条 <u>学校配当予算</u>のうち、<u>学校長の権限</u>により<u>予算を執行</u>することができる範囲は、<u>補助執行規則</u>第4条第1項による。</p> <p>(発注)</p> <p>第9条 <u>学校配当予算の執行</u>に伴う<u>発注</u>は、<u>市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者</u>に対し<u>優先して行わなければならない</u>。ただし、<u>教育委員会</u>がこれにより<u>難い事情</u>があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(契約)</p> <p>第10条 小中学校における<u>契約</u>に関する<u>事務</u>を担当する職員は、<u>事務職員</u>をもって充てる。</p>	<p>(予算の意見聴取)</p> <p>第5条 <u>教育次長</u>は、<u>学校長</u>からの<u>予算要求</u>に関し、<u>学校長</u>及び<u>学校事務職員</u>から<u>意見を聴き</u>、<u>市長</u>に対し、<u>予算の要求</u>を行うものとする。</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第6条 <u>教育次長</u>は、<u>予算規則</u>第13条第1項の規定による<u>歳出予算の配当</u>があった場合は、<u>学校長</u>に対し、<u>鹿屋市一般会計学校配当予算通知書</u>(別記様式)により<u>学校配当予算</u>を配当する。</p> <p>2 前項の配当は、<u>臨時的措置</u>を除き、<u>原則</u>として4月に行うものとする。</p> <p>3 <u>学校長</u>は、前2項に規定する<u>学校配当予算</u>に<u>過不足が生ずることが予想</u>される場合には、あらかじめ<u>教育次長</u>に<u>協議</u>しなければならない。</p> <p>(予算の執行管理)</p> <p>第7条 <u>学校長</u>は、<u>学校配当予算</u>の範囲内で<u>適正かつ効果的な予算の執行管理</u>に努めなければならない。</p> <p>2 小中学校における<u>予算の執行管理</u>に関する<u>事務</u>は、<u>学校事務職員</u>が担当する。</p> <p>3 <u>学校事務職員</u>は、<u>学校長</u>に対し、<u>適宜学校配当予算の執行状況</u>を報告しなければならない。</p> <p>(予算執行の範囲)</p> <p>第8条 <u>学校配当予算</u>のうち、<u>学校長の権限</u>により<u>予算を執行</u>することができる範囲は、<u>補助執行規則</u>第4条第1項による。</p>

改正後	改正前
<p>2 事務職員は、契約事務に当たっては、学校長の決裁を経るものとする。 <u>(検収)</u> 第11条 小中学校における物品の購入等に関する検収は、学校長又は事務職員が行うものとする。</p> <p>2 検収を行う者は、契約内容に適合しているか否かを検査確認しなければならない。 <u>(物品の取扱い)</u> 第12条 学校長は、小中学校における物品の出納保管に関する事務を総括する。</p> <p>2 事務職員は、学校長の命を受けて物品の出納保管の事務をつかさどる。</p> <p>3 学校長は、物品の保管について、物品使用者の中から保管責任者を定めるものとする。</p> <p>4 物品の保管転換、返納、廃棄等については、事務職員が事務手続を行うものとする。 <u>(その他)</u></p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

改正後	改正前
<p>様</p> <p>第 年 月 日</p> <p>鹿屋市教育委員会</p> <p>年度鹿屋市一般会計学校配当予算通知書</p> <p>鹿屋市立小中学校財務事務取扱規程第6条の規定に基づき、下記のとおり予算の配当について通知します。</p> <p>記</p> <p>1 一般会計当初予算・補正予算(第号)</p> <p>2 留意事項</p>	<p>様</p> <p>第 年 月 日</p> <p>鹿屋市教育委員会教育次長</p> <p>年度鹿屋市一般会計学校配当予算通知書</p> <p>鹿屋市立小中学校財務事務取扱規程第6条の規定に基づき、下記のとおり予算の配当について通知します。</p> <p>記</p> <p>1 一般会計当初予算・補正予算(第号)</p> <p>2 留意事項</p>

議案第24号

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成29年3月17日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

へき地教育振興法に基づく「へき地」に該当する学校に通学する遠距離通学者への支援の充実を図り、それに伴う対象外となる要件を整理するため、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する要綱（案）

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱（平成18年鹿屋市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とは」の次に「、上高隈町、下高隈町」を加え、「輝北町及び吾平町内の小、中学校に在学」を「輝北町並びに吾平町内の小学校及び中学校に通学」に、「通学距離が、片道小学校にあつては4キロメートル、中学校にあつては」を「片道の通学距離が、小学校は4キロメートル以上、中学校は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、上場団地から通学する児童及び生徒も遠距離通学者とする。

第3条中「前条の規定による通学距離」を「鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「学校まで」を「学校」に、「学校長」を「、学校長」に、「よるもの」を「より、前条第1項の通学距離を認定するもの」に改める。

第4条第1項ただし書中「上場団地から通学する児童及び生徒並びに」を「第2条第2項に規定する者及び」に、「あつては年額」を「ついては、年額」に改め、同条第2項中「公用車等」を「スクールバス等」に、「遠距離通学児童生徒送迎業務」を「遠距離通学者の送迎業務」に、「利用」を「利用し、又は教育委員会が指定した学校を変更」に改める。

第5条中「鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱 平成18年1月1日教育委員会告示第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童及び生徒が義務教育を円滑に受けられるように配慮して、遠距離から通学する児童及び生徒に対して予算の範囲内で補助金の交付をすることを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、遠距離から通学する児童及び生徒（以下「遠距離通学者」という。）とは、<u>上高隈町、下高隈町、輝北町並びに吾平町内の小学校及び中学校に通学する児童及び生徒のうち、その居住地から学校までの片道の通学距離が、小学校は4キロメートル以上、中学校は6キロメートル以上ある者をいう。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>上場団地から通学する児童及び生徒も遠距離通学者とする。</u></p> <p>(通学距離の認定)</p> <p>第3条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童及び生徒の住居から学校に至るまでの通常の経路で、<u>学校長が認定した距離により、前条第1項の通学距離を認定するものとする。</u></p> <p>(補助の対象及び額)</p> <p>第4条 この補助金は、遠距離通学者の保護者に対し、次に掲げる額を交付するものとする。ただし、<u>第2条第2項に規定する者及び鶴峰小学校の遠距離通学者については、年額20,000円以内とする。</u></p> <p>(1) 小学校 4キロメートル以上3キロメートル未満 年額8,000円以内</p>	<p>○鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱 平成18年1月1日教育委員会告示第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童及び生徒が義務教育を円滑に受けられるように配慮して、遠距離から通学する児童及び生徒に対して予算の範囲内で補助金の交付をすることを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、遠距離から通学する児童及び生徒（以下「遠距離通学者」という。）とは、<u>輝北町及び吾平町内の小、中学校に在学する児童及び生徒のうち、その居住地から学校までの通学距離が、片道小学校にあつては4キロメートル、中学校にあつては6キロメートル以上ある者をいう。</u></p> <p>(通学距離の認定)</p> <p>第3条 前条の規定による通学距離は、児童及び生徒の住居から学校までに至るまでの通常の経路で<u>学校長が認定した距離によるものとする。</u></p> <p>(補助の対象及び額)</p> <p>第4条 この補助金は、遠距離通学者の保護者に対し、次に掲げる額を交付するものとする。ただし、<u>上場団地から通学する児童及び生徒並びに鶴峰小学校の遠距離通学者にあつては年額20,000円以内とする。</u></p> <p>(1) 小学校 4キロメートル以上6キロメートル未満 年額8,000円以内</p>

改正後	改正前
<p>6キロメートル以上 年額12,000円以内</p> <p>(2) 中学校 6キロメートル以上7キロメートル未満 年額12,000円以内</p>	<p>6キロメートル以上 年額12,000円以内</p> <p>(2) 中学校 6キロメートル以上7キロメートル未満 年額12,000円以内</p>
<p>7キロメートル以上 年額16,000円以内</p> <p>2 スクールバス等 (市が遠距離通学者の送迎業務の委託契約したタクシーを含む。) を利用し、又は教育委員会が指定した学校を変更して通学する児童及び生徒については、補助の対象としない。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を学校長を経由し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(補助金交付決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条により提出された申請書を審査の上、適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書を申請人に交付する。</p> <p>(補助金の請求及び交付)</p> <p>第7条 申請人は、補助金交付決定通知書又は補助金交付確定通知書の写しを添えて、補助金交付請求書を提出して交付を受けるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>7キロメートル以上 年額16,000円以内</p> <p>2 <u>公用車等</u> (市が遠距離通学児童生徒送迎業務の委託契約したタクシーを含む。) を利用して通学する児童及び生徒については、補助の対象としない。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を学校長を経由し、<u>鹿屋市教育委員会</u> (以下「教育委員会」という。) に提出しなければならない。</p> <p>(補助金交付決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条により提出された申請書を審査の上、適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書を申請人に交付する。</p> <p>(補助金の請求及び交付)</p> <p>第7条 申請人は、補助金交付決定通知書又は補助金交付確定通知書の写しを添えて、補助金交付請求書を提出して交付を受けるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

議案第25号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付契約に係る保護者負担に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成29年3月17日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担金に関する徴収事務について明確化するため、本案を提出するものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担
に関する規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則（平成27年鹿屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（保護者負担額の徴収等）

第4条 学校長は、保護者から保護者負担額を徴収し、当該年度の8月末日までに市に納入するものとする。

2 保護者負担額の徴収について、学校長から徴収を命ぜられた職員は、その職務の執行については鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第3条に規定する収納取扱員とみなす。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則</p> <p>(平成27年鹿屋市教育委員会規則第5号)</p> <p>(保護者負担額の徴収等)</p> <p>第4条 学校長は、保護者から保護者負担額を徴収し、当該年度の8月末日までに市に納入するものとする。</p> <p>2 保護者負担額の徴収について、学校長から徴収を命ぜられた職員は、その職務の執行については鹿屋市会計規則（平成13年鹿屋市規則第60号）第3条に規定する収納取扱員とみなす。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則</p> <p>(平成27年鹿屋市教育委員会規則第5号)</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

議案第26号

平成28年度教育委員会点検評価について
鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成29年3月17日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成28年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をするため、本案を提出するものである。

議案第27号

鹿屋市いじめ対策第三者委員会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成29年3月17日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

平成29年2月15日付けで鹿屋市いじめ対策第三者委員会設置条例第3条の規定に基づく委員を教育長の臨時代理によって委嘱したので、報告し承認を求める。

平成28年鹿屋市いじめ対策第三者委員会委員

任期：平成29年2月16日から平成30年3月31日まで

氏名	住所	役職等
濱田 徹	鹿屋市王子町4241番地1 1号棟	弁護士

議案第28号

鹿屋市子ども読書活動推進計画の策定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成29年3月17日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

鹿屋市子ども読書活動推進計画を策定したいので、本案を提出するものである。

報告(1)

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について

1 改正する規則

鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）

2 改正の理由

支障額資金を貸与できる資格要件となる高等学校以上の学校を明確にする等のため

3 主な改正の内容

(1) 資格要件の学校の種類規定のついて

(2) 別記第1号様式、第2号様式及び第10号様式の改正

4 施行期日

平成29年4月1日

5 改正案及び新旧対照表

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（資格要件の学校の種類）

第2条 条例第2条第1号に規定する高等学校以上の学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（各種学校を含む。以下同じ。）、高等専門学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）とする。

別記第1号様式を次のように改める。（省略）

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市奨学資金条例施行規則 平成18年1月1日規則第206号 (資格要件の学校の種類)</p> <p>第2条 条例第2条第1号に規定する高等学校以上の学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(各種学校を含む。以下同じ。)、高等専門学校(専修学校を含む。以下同じ。)及び大学(短期大学及び大学院を含む。以下同じ。)とする。</p> <p>(奨学生の願出)</p> <p>第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 奨学資金貸与申請書(別記第1号様式) (2) 奨学生推薦書(別記第2号様式) (3) 成績証明書 (4) 在学証明書又は合格通知書の写し (5) 世帯の経済状況が急変したことを証明する書類(条例第2条第3号の経済状況が急変した世帯に属している者に限る。) (6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項に規定する奨学資金貸与申請書には、成年者で、独立の生計を営み、かつ、将来奨学資金の返還の責を負うことができる連帯保証人2人が連署しなければならない。</p>	<p>○鹿屋市奨学資金条例施行規則 平成18年1月1日規則第206号</p> <p>(奨学生の願出)</p> <p>第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 奨学資金貸与申請書(別記第1号様式) (2) 奨学生推薦書(別記第2号様式) (3) 成績証明書 (4) 在学証明書又は合格通知書の写し (5) 世帯の経済状況が急変したことを証明する書類(条例第2条第3号の経済状況が急変した世帯に属している者に限る。) (6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項に規定する奨学資金貸与申請書には、成年者で、独立の生計を営み、かつ、将来奨学資金の返還の責を負うことができる連帯保証人2人が連署しなければならない。</p> <p>第3条 削除</p>

改正後

改正前

別記

別記

第1号様式 (第3条関係)

第1号様式 (第2条関係)

奨学資金貸与申請書

奨学資金貸与申請書

フリガナ 氏名	性別	生年月日
フリガナ 住所	電話番号	
フリガナ 在学学校	名称 所在地	立 学校 科 年
進学予定校	立 学校	学部 科
貸与希望期間	年 月 から	年 月 まで (年間)
フリガナ 氏名	続柄	年 収入 円
フリガナ 住所	電話番号	
フリガナ 勤務先	電話番号	
フリガナ 氏名	続柄	年 収入 円
フリガナ 住所	電話番号	
フリガナ 勤務先	電話番号	
続柄	氏名	年齢
	職業又は学校・学年	年 収入 円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

フリガナ 氏名	性別	生年月日
フリガナ 住所	電話番号	
フリガナ 在学学校	名称 所在地	立 学校 科 年
進学予定校	立 学校	学部 科
貸与希望期間	年 月 から	年 月 まで (年間)
フリガナ 氏名	続柄	年 収入 円
フリガナ 住所	電話番号	
フリガナ 勤務先	電話番号	
フリガナ 氏名	続柄	年 収入 円
フリガナ 住所	電話番号	
フリガナ 勤務先	電話番号	
続柄	氏名	年齢
	職業又は学校・学年	年 収入 円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

改正後

家族の生活状況及び奨学資金を必要とする理由	
備	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている <input type="checkbox"/> 授業料が免除されている <input type="checkbox"/> 本人が現在奨学生である (奨学金制度名 貸与月額 円) <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が現在奨学生である (奨学生氏名 奨学金制度名)
考	
本人	年 月 立 小学校 卒業
履歴	年 月 立 中学校 卒業・卒業見込
	年 月 立 入学
	年 月 立 卒業・卒業見込

鹿屋市長	様	年 月 日
貴市奨学資金の貸与を受けたく保証人連署の上申請いたします。なお、貴市が奨学資金の選考資料、奨学資金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。 また、採用の上は奨学生としての本分を尽くすことはもちろん、奨学資金の返還その他の義務についても規定に従い誠実に履行し、署名連帯の責任を負いますことを誓約いたします。		
本人	氏名	印
連帯保証人	氏名	印
連帯保証人	氏名	印

注1 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。
 注2 第一連帯保証人は、原則として保種者又は親権者とする。いない場合は、兄弟又はこれにかわる者。第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者(免責になつた者も含む)は不可。
 調記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用しません。

改正前

家族の生活状況及び奨学資金を必要とする理由	
備	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている <input type="checkbox"/> 授業料が免除されている <input type="checkbox"/> 本人が現在奨学生である (奨学金制度名 貸与月額 円) <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が現在奨学生である (奨学生氏名 奨学金制度名)
考	
本人	年 月 立 小学校 卒業
履歴	年 月 立 中学校 卒業・卒業見込
	年 月 立 入学
	年 月 立 卒業・卒業見込

鹿屋市長	様	年 月 日
貴市奨学資金の貸与を受けたく保証人連署の上申請いたします。なお、奨学資金の選考資料として世帯に係る課税状況等のデータを使用することを認めます。 また、採用の上は奨学生としての本分を尽くすことはもちろん、奨学資金の返還その他の義務についても規定に従い、署名連帯の責任を負いますことを誓約いたします。		
本人	氏名	印
連帯保証人	氏名	印
連帯保証人	氏名	印

注 連帯保証人は、成年者で、独立の生計を営み、かつ、将来奨学資金の返還の責を負うことができる者を2人記入すること。

改正後

第2号様式(第3条関係)
略

改正前

第2号様式(第2条関係)
略

改正後

第10号様式 (第8条関係)

奨学資金借用証書

借用金額 _____ 円

私は貴市奨学生として、上記金額を借用しました。
 ついては、貴市奨学資金の規程に従い私も連帯して奨学資金返還計画書のとおり、相違なく返還することを誓約いたします。
 なお、貴市が奨学資金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することと同様です。
 また、奨学資金返還計画書に基づき各返還期日までに返還しなかった場合、当然に期限の利益を失い、返還期日にかかわらず既に貸与を受けた奨学資金に対する残金一括返還の請求を受けることについて異存ありません。

鹿屋市長 様 年 月 日

奨学生 本人	決定番号	第 号	学校名	学校
	現住所			印
	氏名		電話番号	
第一連帯 保証人	現住所			印
	氏名		電話番号	
	勤務先		続柄	
第二連帯 保証人	現住所			印
	氏名		電話番号	
	勤務先		続柄	

注1 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。
 注2 第一連帯保証人は、原則として保護者又は親権者とする。いない場合は、兄弟又はこれに代わる者。
 第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは別居計の者とする。自己破産者（発覚になった者も含む）は不可。

御記入いただいた情報は、奨学資金以外の目的には利用しません。

以下略

改正前

第10号様式 (第8条関係)

奨学資金借用証書

借用金額 _____ 円

私は貴市奨学生として、上記金額を借用しました。
 ついては、貴市奨学資金の規定に従い、裏面の奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。
 連帯保証人として、連帯して奨学資金返還の責任を負います。

鹿屋市長 様 年 月 日

奨学生 本人	決定番号	第 号	学校名	学校
	現住所			印
	氏名		電話番号	
連帯 保証人	現住所			印
	氏名		電話番号	
	勤務先		続柄	
連帯 保証人	現住所			印
	氏名		電話番号	
	勤務先		続柄	

以下略

報告(2)

平成28年度鹿屋市一般会計当初予算について

(別 紙)

平成29年度当初予算 教育委員会会計上額

(単位：千円)

課名	区分	経常	政策	事業費計	備考
1 教育総務課	H28年度9月現計	464,102	717,432	1,181,534	
	予算額	448,636	781,155	1,229,791	
	増減	△ 15,466	63,723	48,257	
2 学校教育課	H28年度9月現計	786,608	164,473	951,081	
	予算額	812,416	184,295	996,711	
	増減	25,808	19,822	45,630	
3 学校教育課 看護専門学校	H28年度9月現計	41,067	5,775	46,842	
	予算額	35,443	1,336	36,779	
	増減	△ 5,624	△ 4,439	△ 10,063	
4 学校教育課 鹿屋女子高	H28年度9月現計	64,487	45,357	109,844	
	予算額	62,095	15,718	77,813	
	増減	△ 2,392	△ 29,639	△ 32,031	
5 生涯学習課	H28年度9月現計	169,809	47,853	217,662	
	予算額	169,278	57,436	226,714	
	増減	△ 531	9,583	9,052	
6 生涯学習課 中央公民館	H28年度9月現計	153,060	66,229	219,289	
	予算額	144,235	25,775	170,010	
	増減	△ 8,825	△ 40,454	△ 49,279	
7 文化財センター	H28年度9月現計	7,730	20,252	27,982	
	予算額	4,449	9,377	13,826	
	増減	△ 3,281	△ 10,875	△ 14,156	
教育委員会合計	H28年度9月現計	1,686,863	1,067,371	2,754,234	
	予算額	1,676,552	1,075,092	2,751,644	
	増減	△ 10,311	7,721	△ 2,590	

平成29年度当初予算の主要事業

番号	課名	事業名	区分	事業費	財源内訳				事業目的	事業内容等	
					国	県	地方債	その他			一般財源
1	教育総務課	小学校施設整備事業(共通)	H28.9月現計	62,266	0	0	14,000	20,000	28,266	○主な整備事業 ・廃校備品処分委託(浜田小) ・西原台小照明増設工事 ・下名小ブール給水管改修工事 1,600千円 10,500千円 5,800千円	
			H29予算額	45,464	0	0	5,800	30,000	9,664		
			増減	△ 16,782	0	0	△ 8,200	10,000	△ 18,582		
2	教育総務課	小学校校舎増改築事業(共通)	H28.9月現計	71,738	0	0	59,600	0	12,138	○主な事業内容 ・笠野原小学校 校舎増改築工事(1期) 226,652千円 ・寿北小学校 校舎増改築工事(1期) 173,807千円	
			H29予算額	423,213	64,377	0	326,000	20,000	12,836		
			増減	351,475	64,377	0	266,400	20,000	698		
3	教育総務課	中学校施設整備事業(共通)	H28.9月現計	49,475	0	0	7,600	30,000	11,875	○主な整備事業 ・田崎中学校柔剣道場屋根改修工事 9,100千円 ・高隈中学校管理教室空調設置工事 2,200千円 ・上小原中学校校舎屋上防水改修工事(2期) 9,100千円	
			H29予算額	38,429	0	0	0	30,000	8,429		
			増減	△ 11,046	0	0	△ 7,600	0	△ 3,446		
4	教育総務課	中学校施設大規模改築事業	H28.9月現計	293,907	12,399	0	271,300	0	10,208	老朽化した施設の大規模改築を行うことにより、教育環境の改善を図り、学校教育の円滑な実施に資するとともに建物の耐久性の確保を図る。	
			H29予算額	33,477	0	0	30,800	0	2,677		
			増減	△ 260,430	△ 12,399	0	△ 240,500	0	△ 7,531		
5	教育総務課	中学校校舎増改築事業	H28.9月現計	0	0	0	0	0	0	鹿屋東中学校において、普通教室が不足している状況にあることから、校舎等の整備を行う。	
			H29予算額	30,400	0	0	0	0	30,400		
			増減	30,400	0	0	0	0	30,400		
6	教育総務課	鹿屋女子高活性化事業	H28.9月現計	0	0	0	0	0	0	○主な取組 ・活性化推進委員会の開催 ・地域人材を活用した講師の投入 ・事業者選定委員会の開催	
			H29予算額	8,783	0	0	0	3,000	5,783		
			増減	8,783	0	0	0	3,000	5,783		
7	教育総務課	学校給食改善推進整備事業	H28.9月現計	0	0	0	0	0	0	北部学校給食センター整備基本計画に基づき、H32の供用開始に向けて作業を進める。	
			H29予算額	10,916	0	0	10,200	0	716		
			増減	10,916	0	0	10,200	0	716		

平成29年度当初予算の主要事業

番号	課名	事業名	区分	事業費	財源内訳				事業目的	事業内容等
					国	県	地方債	その他		
1	学校教育課	外国語指導助手経費(共通)	H28.9月現計	24,706	0	0	0	0	24,706	<p>○事業年度 昭和59年から</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手の配置5人(民間2人、JETプログラム3人) ※ただし、8月からは「民間4人、JETプログラム1人 ・市内小中学校、鹿屋女子高を訪問指導し、英語教育の充実を図る。
			H29予算額	24,160	0	0	0	0	24,160	
			増減	△ 546	0	0	0	0	△ 546	
2	学校教育課	英語教育強化地域拠点事業(共通)	H28.9月現計	1,683	0	1,682	0	0	1,683	<p>○県委託教育強化地域拠点事業</p> <p>○英語教育推進指定</p> <p>○鹿屋小、祓川小、東原小、鹿屋中、鹿屋女子高、計5校</p> <p>○主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原簿英語検定校版受講料 315千円 ・ベネッセGTEC Jr.受講料 511千円
			H29予算額	1,683	0	1,652	0	0	1,652	
			増減	0	0	0	0	0	0	
3	学校教育課	小中一貫教育推進事業	H28.9月現計	901	0	900	0	0	901	<p>○調査研究期間 平成27年度～29年度(予定)</p> <p>《研究内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育全体構想等の方針の策定 ・推進委員会の開催、モデル校の指定、教職員研修等の実施体制の整備 ・小中一貫教育カリキュラムの作成 ・小中学校教員による相互乗り入れ授業や交流学習等の実施 ・小中一貫教育の成果・課題を把握するための調査実施 ○モデル校 (施設一体型) ・花岡学園 (施設一体型) ・上小原小・上小原中(併設型)
			H29予算額	901	0	900	0	0	900	
			増減	0	0	0	0	0	0	
4	学校教育課	「かのやや英語大好き」事業(共通)	H28.9月現計	17,342	0	0	0	0	17,342	<p>○英語指導講師の特例校への配置</p> <p>《教育課程特例校》</p> <p>平成29年度：鹿屋小、細山田小、下名小、野里小</p> <p>○イングリッシュキャンプ</p> <p>回数：3回</p> <p>対象者：鹿屋市内の小学校在籍する児童</p> <p>委託料：350千円(カピックセンター)</p>
			H29予算額	17,668	0	0	0	0	17,668	
			増減	326	0	0	0	0	326	
5	学校教育課	かのやICT教育推進事業(小学校)	H28.9月現計	1,440	0	0	0	1,000	440	<p>鹿屋市教育の情報化ビジョンに基づき、市内小中学校のICT環境を整備し、ICTを効果的に活用し、内容豊かで分かりやすい授業を展開すること、児童生徒の学力の向上を図るとともに、これからの高度情報化社会に対応できる資質や能力を育成。</p>
			H29予算額	14,860	0	0	0	0	14,860	
			増減	13,420	0	0	0	△ 1,000	14,420	

6	学校教育課	英語暗唱弁論大会経費(共通)	H28.9月現計 H29予算額	1,272 1,072	0 0	0 0	0 0	0 0	1,272 1,072	中学生の英語力向上、本市の国際化の促進に寄与するための英語暗唱弁論大会を実施する。	○暗唱の部 ・参加予定者数 48名 ・1年は市英語部会が作成した対話文の暗唱(2人×12校) ・2、3年は県英語暗唱弁論大会暗唱課題文の暗唱(2年:12人、3年:12人) ○弁論の部 ・参加予定者数 12人 ・各校1人の代表者が5分以内(自由題材)スピーチ ○鹿屋市中学生海外研修事業(平成25年度～) ・最優秀賞を受賞した生徒2人 ・海外研修参加者への補助 800千円
7	学校教育課	鹿屋市イングリッシュジュニアレンジン事業(中学校)	H28.9月現計 H29予算額	365 4,101	0 0	0 0	0 0	0 0	365 4,101	中学生の英語力向上に向け、学習段階に応じた目標設定が可能な検定への受験補助、及びイングリッシュキャンプを行うことで、それぞれが主体的に挑戦する姿勢を身に付け、グローバル化社会の中で活躍できる人材を育成することを目的とする。	○実用英語技能検定 補助手数料:751千円 補助回数:1人1回 対象者:鹿屋市内の中学校に在籍する生徒(1～3年生) ○イングリッシュキャンプ 回数:3回 対象者:鹿屋市内の中学校に在籍する生徒 委託料:350千円(カピックセンター)
8	学校教育課	かのや学力向上プロジェクト事業	H28.9月現計 H29予算額	1,117 4,117	0 0	0 0	0 0	0 0	1,117 4,117	中学校教員を先進校に派遣し、優れた授業や指導を実践に見て体験することを通して、教師の指導力向上・授業改善を図り、学力向上に資する。	○平成28年度～平成30年度までの3か年計画 ○年間約40人の教員を1学期と2学期の2回に分けて、2泊3日の日程で先進校へ派遣し、指導力向上を図る。
9	学校教育課	かのやICT推進事業(中学校)	H28.9月現計 H29予算額	0 4,161	0 0	0 0	0 0	0 0	0 4,161	鹿屋市教育の情報化ビジョンに基づき、市内中学校のICT環境を整備し、ICTを効果的に活用し、内容豊かで分りやすい授業を展開することと、児童生徒の学力の向上を図るとともに、これからの高度情報化社会に対応できる資質や能力を育成。	○平成29年度から平成31年度までの3年間で全中学校の通商学級及び理科室に電子黒板等のICT機器を整備する。 ・電子黒板、タブレット等の賃借料 4,161千円
10	学校教育課	学校給食に要する経費(吉平)	H28.9月現計 H29予算額	536 7,198	0 0	0 0	0 0	0 0	536 7,198	平成28年1月末の大雪等により、給湯管内部の腐食部分が剥がれ、湯水に着色の原因となり、衛生管理上問題があるため、速やかに改善措置を図る。	○厨房給湯管改修工事設計委託 473千円 ○厨房給湯管改修工事費 6,725千円
11	学校教育課	小学校児童健康健康管理に要する経費(共通)	H28.9月現計 H29予算額	27,631 27,127	7 7	0 0	2,370 2,370	0 0	25,254 24,750	○児童の健康管理・事後措置等を行い、学校教員の円滑な業務の確保に資する。 ○平成29年度から段階的にフッ化物洗口を実施する。 平成29年度:3校 (鹿屋小、花岡小、高隈小) 平成30年度:17校(鹿屋地区の小学校) 平成31年度:24校(全小学校)	○主な事業内容 ・学校医等報酬 14,953千円 ・フッ化物洗口に係る消耗品購入経費 27千円 ・フッ化物洗口に係る薬剤品購入経費 129千円

平成29年度当初予算の主要事業

番号	職名	事業名	区分	事業費	財源内訳				事業目的	事業内容等	
					国	県	地方債	その他			
1	学校教育課 香穂専門学校	教育施設整備経費事業	H28.9月現計	5,775					5,775	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理備品(1品) 41千円 ・教育振興備品(8品) 683千円 ・図書備品(200冊) 612千円 	
			H29予算額	1,336					1,336		学習環境や教育効果を高めるため、3年課程に必要な教育用機器及び図書の整備を図る。
			増減	△ 4,439	0	0	0	0	△ 4,439		

平成29年度当初予算の主要事業

番号	課名	事業名	区分	事業費	財源内訳			事業目的	事業内容等
					国	県	地方債		
1	学校教育課 鹿屋女子高	高等学校施設整備事業	H28.9月現計	28,050	20,000		8,050	教育効果の高い授業や検定のための学習環境を整備するとともに、施設の補修等を行うことにより、生徒に安全で快適な校内環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備補修 体育館照明補修 武道館床補修 高木剪定
			H29予算額	4,080			4,080		
			増減	△ 23,970	△ 20,000	0	△ 3,970		
2	学校教育課 鹿屋女子高	高等学校表裏美習用品整備費	H28.9月現計	4,439			4,439	授業で必要な教材備品の整備を行うことにより教育効果を高め、教育環境の充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 備品整備 生徒用机、椅子 ロッックミシン 顕微鏡 書画カメラ 教材用図書
			H29予算額	3,214	266		2,948		
			増減	△ 1,225	266	0	△ 1,491		

平成29年度当初予算の主要事業

番号	課名	事業名	区分	事業費	財源内訳			事業目的	事業内容等
					国	県	地方債		
1	生涯学習課	青少年の健全育成に関する事業	H28.9月現計	577			577	21世紀を担う心豊かでたくましく青少年を育成するため、青少年育成体制の整備と育成活動の充実及び青少年活動の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成推進大会 市民会議 鹿屋っこクラブ 市校外生活指導事業
			H29予算額	801			801		
			増減	224	0	0	224		
2	生涯学習課	かのや学校応援団事業	H28.9月現計	739			739	市内小中学校で実施 ・コーアィネーターと学校担当者と支援ボランティアの調整・実施 ・生涯学習推進協議会青少年部会等での青少年健全育成活動の実施との連携 ・コーアィネーターと学校担当者研修会による学校応援団の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 市役所ロビーコンサート 障がい者絵画作品コンクール ミュージカル「花いくさ」公演 映画「サクラ花」上映 学校での芸術鑑賞事業
			H29予算額	689			689		
			増減	△ 50	0	0	△ 50		
3	生涯学習課	文化のまち鹿屋魅力アップ事業	H28.9月現計	8,526	3,068		1,458	鹿屋市民が文化活動で活躍できる場や、文化に気軽に触れる場を提供すること、舞で、鹿屋の文化レベルを引き上げ、鹿屋の魅力アップにつなげる。	<ul style="list-style-type: none"> リナシティまるごと博物館 市役所ロビーコンサート 障がい者絵画作品コンクール ミュージカル「花いくさ」公演 映画「サクラ花」上映 学校での芸術鑑賞事業
			H29予算額	6,701	1,800		4,901		
			増減	△ 1,825	△ 3,068	0	△ 2,200		
4	生涯学習課	文化会館施設整備に要する事業	H28.9月現計	16,288			16,288	開館から40年が経過し老朽化した文化会館施設（設備）の改善を図ること、舞台利用者及び来場者が安全かつ快適に文化・芸術活動に利用できる施設機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 高圧機器取替修繕 エアコン取替修繕 屋上防水改修工事
			H29予算額	15,379			15,379		
			増減	△ 909	0	0	△ 909		
5	生涯学習課	文化会館長寿命化事業	H28.9月現計	4,285			4,285	策定中の文化会館長期修繕計画に基づき、危険性等の観点から緊急度が高く、工事や修繕によって施設の長寿命化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> エントランスホール改修工事 エントランスホール空調設備工事
			H29予算額	14,800			14,800		
			増減	10,515	0	0	10,515		

6	生涯学習課 中央公民館	読書活動推進事業 図書館施設整備事業	H28.9月現計	1,715					1,715	読書活動の普及促進と子どもを中心とした読書活動推進を行うことにより、図書館での生涯学習社会の創出を図り、豊かな心の教育の推進と時代の地域を担う人づくりを目指す。	・読書計画書・概要版作成 ・移動図書館車の外装デザインの刷新 ・図書館書架の増設
			H29予算額	3,306					3,306		
			増減	1,591	0	0	0	0	1,591		

平成29年度当初予算の主要事業

番号	課名	事業名	区分	事業費	財源内訳				事業目的	事業内容等
					国	県	地方債	その他		
1	生涯学習課 中央公民館	公民館等各種講座経費(共通)	H28.9月現計	8,432				1,950	6,482	中央公民館外12施設で実施する講座等に関する経費 ・市民講座、短期講座、高齢者大学、転勤奥様講座、学習成果発表会の実施 ・講師謝金 ・賃借料 外
			H29予算額	7,909				1,950	5,959	
			増減	△ 523	0	0	0	△ 523		
2	生涯学習課 中央公民館	公民館等施設整備事業(共通)	H28.9月現計	8,112					8,112	中央公民館外16施設の安全を確保するための施設整備 ・高岡地区交流促進センター生涯学習室・和室等空調機修繕 ・東地区学習センターエントランス照明設備修繕 ・田崎地区学習センター空調改修工事設計 ・串良公民館非常用放送設備取替修繕 ・業務委託 ・田崎・西原地区学習センタートイレ洋式化改修工事
			H29予算額	6,421					6,421	
			増減	△ 1,691	0	0	0	△ 1,691		
3	生涯学習課 中央公民館	公民館等施設老朽化対策促進事業	H28.9月現計	48,265		34,400			13,865	市内に17施設ある公民館等生涯学習施設は、ライフステージに応じた適切な学習を提供する拠点施設であるとともに、避難所に指定されている施設も多いことから、改修工事を行うことで長寿命化を図る。
			H29予算額	7,960					7,960	
			増減	△ 40,315	0	△ 34,400	0	△ 5,915		
4	生涯学習課 中央公民館	鹿屋寺子屋事業	H28.9月現計	450					490	公民館等を活用し鹿屋寺子屋を設置する。 ・指導員謝金 ・講師謝金
			H29予算額	2,565			2,000		565	
			増減	2,075	0	0	2,000	75		

平成29年度当初予算の主要事業

1	文化財センター	埋蔵文化財緊急発掘調査事業(共通)	H28.9月現計	5,187				5,024	163	民間開発行為における埋蔵文化財包蔵地内の計画については、試掘調査を実施する。 ・試掘調査の結果、包蔵層等が確認された場合は本調査を実施する。
			H29予算額	5,179				5,016	163	
			増減	△ 8	0	0	0	△ 8	0	
2	文化財センター	ふるさとの文化で繋ぐまちづくり事業(共通)	H28.9月現計	6,133		353			5,780	地域の文化財を保存・活用することにより、ふるさとに誇りや愛着の持てるまちづくり、地域に根を植える郷土芸能や伝統行事を継承することによるまちづくり、近隣自治体と連携した地域振興を目指す。
			H29予算額	4,198					4,198	
			増減	△ 1,935	0	△ 353	0	△ 1,582		

報告(3)

鹿屋市議会 3月定例会の一般質問について (教育委員会関係)

1	【件名】かのやICT教育推進事業について	会派名	会派 至誠
		議員名	【代表】福崎(福崎)
【質問の要旨】			
○ ICT教育に係る教職員のスキルの状況及びスキルを上げるためにどのような手立てをとっていくのか。			
【答弁の要旨】			
○ 文部科学省の「教育の情報化実態調査」によると、ICT機器を活用できる教職員は本市でおおむね65%おり、小型テレビ等を活用し効果的な授業を行っている。			
○ 教職員のスキルアップのため、夏季休業中の実技研修会の開催、各学校へのICT支援員派遣による校内研修の実施、指導主事の学校訪問の指導、研修講座等の受講の奨励や先進校視察を計画している。			
2	【件名】土曜授業について	会派名	会派 至誠
		議員名	【代表】福崎(永山)
【質問の要旨】			
○ 土曜授業の実施回数や内容等の現状や効果を示してほしい。			
○ 英語の必修化等による授業時数の増加対策はどのようにしていくのか。			
【答弁の要旨】			
○ 本市の土曜授業は、平成27年度は10月から4～5回程度、平成28年度は9回程度、平成29年度は全小中学校で10回の実施を計画している。			
○ 土曜授業の内容については、体験活動や文化祭・校内持久走大会等などの取組も数多く行われ、効果については、各学校より「個別指導が充実してきた。」等の声も聞かれるが、取組が浅いことから今後調査していく。			
○ 英語の必修化による授業時数の増加対策については、行事の精選や土曜授業の活用等、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を各学校が編成していけるよう指導していく。			
3	【件名】本市のICT教育推進について	会派名	政経クラブ
		議員名	【代表】梶原(梶原)
【質問の要旨】			
○ ICTの利活用の目的、課題、現状等(ハード・ソフト面の整備状況、目標数値、活用による効果)について示されたい。			
○教職員の研修会等の取組状況及び平成29年度の予算を示されたい。			
【答弁の要旨】			
○ ICTの利活用の目的は、子どもたちに分かる、できる、積極的に参加できる授業の提供や情報活用能力を育成することであり、課題は一人一人の教職員が、ICTのより効果的な活用方法を身に付け、授業で活用することである。			
○ 整備状況については、パソコン教室に一人一台活用できる教育用パソコン等を整備しており、今回導入を考えている電子黒板やタブレット等の整備及び支援員の配置は、ICTモデル校の鶴峰小学校のみである。			

- 目標数値として、ICT機器を活用できる教職員は現在65%であるが、導入が完了する3年後は、100%になることを目指す。
- 教職員の研修会等の取組については「1 会派至誠」で答弁したとおり。
- 予算については、3か年で総事業費は約2億5千万円、平成29年度の契約額は約9,600万円を予定している。

4	【件名】教職員による不祥事根絶について	会派名	政経クラブ
		議員名	【代表】梶原(梶原)
【質問の要旨】			
○ 鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会が設置された平成24年度～28年度に発生した不祥事事案の件数、内容を示してほしい。			
○ 今回の不祥事の市教育委員会（当該校・他学校を含む）の受け止め方、児童生徒や保護者に影響が出ないような具体的なケア方法、不祥事の根絶に向けた今後の取組を示してほしい。			
【答弁の要旨】			
○ 今回の不祥事事案は、学校の子どもたちや地域・保護者の期待や信頼を著しく損なうもので、決してあってはならないことで、誠に遺憾であり、残念なことだと認識している。			
○ 今回の事案の発生に伴い、スクールカウンセラー配置による子どもたちへのカウンセリング、市教育委員会職員の学校派遣による登下校の見守り活動や全校朝会、保護者会への運営支援を行い、また学校においては臨時保護者会等を開き、丁寧な説明を行った。			
○ 本市の教職員による不祥事事案は、委員会が設置され以降計27件発生し、その内訳は速度違反を含む交通違反16件、体罰・不適切な指導5件、加害交通事故4件、今回の不祥事（窃盗）1件、その他1件である。			
○ 不祥事根絶に向けての今後の取組は、本市作成の「不祥事防止のための校内研修用事例集」を基にした役割演技を取り入れたロールプレイ指導研修や、法務局職員や警察署員等の外部講師を活用した研修等を実施する。			

5	学校再編の取組について	会派名	清風会
		議員名	【代表】中牧(本白水)
【質問の要旨】			
○ 今後の学校再編の基本方針を示されたい。			
【答弁の要旨】			
○ 本市の学校再編については、平成23年度策定の「鹿屋市学校再編実施計画」に基づき、これまで輝北地区、花岡地区、吾平地区、高須・浜田地区で行ってきた。			
○ 再編を進めるに当たり、PTAや町内会など地域の方々と十分な協議を行い、議会の理解を得ながら取り組んできている。			
○ 今後も、子どもたちによりよい教育環境を提供することを第一に考え、一校一校の実情をしっかりと見極めるとともに、地域の様々な事情を総合的に考慮し、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、取り組んで参る。			

6	北部学校給食センターの整備について	会派名	清風会
		議員名	【代表】中牧(本白水)
【質問の要旨】			
○ 北部学校給食センターの今後の整備工程を示されたい。			
【答弁の要旨】			
○ 北部学校給食センターは①平成29年度に建設予定地の決定、入札手続②平成30年度に落札業者の決定、公表、工事請負契約の締結③平成31年度に工事着手④平成32年度の9月には供用開始を予定している。			
○ 稼動までに既存の単独校調理場及び共同調理場は年次的に廃止していく。			

7	フッ化物洗口について	会派名	清風会
		議員名	【代表】中牧(山崎)
【質問の要旨】			
○ フッ化物洗口について、取り組む必要性の背景や、安全性、その効果などについて説明してほしい。			
【答弁の要旨】			
○ 取組の背景について、本市の児童生徒のむし歯治療率がなかなか改善せず、むし歯の有無やその数、治療等において、二極化が大きく広がってきていることから、むし歯予防効果が高く、安全であることが科学的に確立されている「フッ化物洗口」の本市の学校での実施は、子どもたちの生涯にわたる歯と口の健康及び心身の健康増進のため、とても意義があると考え、その導入を判断した。			
○ 安全性とその効果について、WHO(世界保健機関)他、世界の150を超える医学・歯学・保健専門機関はもとより、日本でも、厚生労働省や日本口腔衛生学会、日本歯科医師会等が一致して、科学的・学術的にむし歯予防の効果が高く、かつ安全であるとし、その取組を推奨している。			
○ 今回、フッ化物洗口の実施の判断にあたっては、全ての都道府県、全国の16市町村、県内で実施されている幼稚園や保育園に直接取材し、トラブル等の確認をしたところ、一部誤飲はあったが健康被害等はなく、トラブル等も一切ないとの回答があり、安全性をさらに確信している。			
○ 加えて、長年にわたって取り組んでいる新潟県や佐賀県等では、子どものむし歯の劇的な改善が図られ、特に、新潟県では16年連続で全国一子どものむし歯が少ない県となっている。			

8	小中学校トイレ洋式化について	会派名	清風会
		議員名	【代表】中牧(中牧)
【質問の要旨】			
○ 洋式トイレを増加してほしいとの声があるが、トイレの現状の説明と洋式トイレへの改修計画を教えて欲しい。			
【答弁の要旨】			
○ 小中学校の洋式トイレについては、大規模改造や建替工事に併せて、計画的に行っている。			
○ 整備率は、平成28年4月1日現在で「小学校34.4%、中学校31.5%、小中学校平均で33.3%」、また、「県平均は30.5%、全国平均は43.3%」となっており、県平均は上回るものの全国平均は下回る状況である。			
○ 現在の取組としましては、吾平中、笠野原小、寿北小などの整備を進めており、			

平成30年度までには市全体平均で約39%に、概ね平成32年度までには約48%の整備を予定している。

9	特別支援教育について	会派名	清風会
		議員名	【代表】中牧(中牧)
<p>【質問の要旨】</p> <p>○ 特別支援学級在籍の児童に、よりきめ細やかな支援をするために、教育委員会は、学校にどのような指導をしているか。また、先生方は、児童にどのような教育をしているか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○ 教育委員会としては、一人ひとりの児童生徒への支援を充実するため、現在、33人の特別支援教育支援員を配置している。</p> <p>○ 加えて市就学指導委員会の設置と、委員会を通じた専門的な立場からの適切な支援等に努めている。</p> <p>○ 各学校においては、校内特別支援委員会で全校支援体制を整えると共に、児童生徒一人一人の「個別の指導計画」を作成し、必要に応じて特別支援連絡会や学年会、教育相談を随時開いて、情報交換や支援の在り方について検討するなどし、全職員で共通理解して継続的な指導を行っている。</p> <p>○ また周りの児童生徒を含めた指導については、通常学級の児童生徒と特別支援学級や養護学校の児童生徒との交流学习を積極的に進めたり、障がいの状況によっては、障がいの特性や配慮ある接し方・行動の仕方等について、具体的に指導を行っている。</p>			

10	ICT教育について	会派名	政伸クラブ
		議員名	【代表】小園(小園)
<p>【質問の要旨】</p> <p>○ ICT機器の整備状況はどのような状況であり、今後どのような計画で整備を進めていくか、また機器の整備に伴う教職員のICT活用指導力をどのようにして高めていくか。</p> <p>○ 鶴峰小学校での研究成果及び「デジタル教科書」についての見解を示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○ ICT機器の整備状況、活用できる教職員等及び教職員の指導力強化については「1 会派至誠」、「3 政経クラブ」で答弁したとおり。</p> <p>○ 整備計画については、平成29年度から3か年かけて、全小中学校及び鹿屋女子高等学校の全通常学級と理科室等に電子黒板や教師用タブレット等を1台ずつ整備する計画を進めている。</p> <p>○ 鶴峰小学校での研究成果では、全校児童の8割が学習意欲の高まりや授業内容の分かりやすさを感じており、教職員に関してもICT活用指導力が向上し、新たな教材開発や効率のよい授業が展開されるなどの成果を上げている。</p> <p>○ デジタル教科書は、風景や現象等を写真や動画、音声等で見たり聴いたりすることができる点や、資料を分かりやすく提示したりすることができる点等で非常に優れており、より充実した授業を行うことができると考えている。</p>			

11	ICT教育の推進について	会派名	政伸クラブ
		議員名	【代表】小園(小園)
【質問の要旨】			
○ 次代を担いIT社会を生き抜く人材を育成するために、小中学校のICT教育の推進が必要であるが、どのような推進を考えているのか。			
【答弁の要旨】			
○ 現在の、知識基盤型社会、高度情報化社会の中で、子どもたちが、機器になじみ、正しく活用し、また、たくましく生き抜く資質・能力を身に付けるためにも、ICT教育の充実は、欠くべからざるものであり、とりわけ、機器の充実と教職員のスキルアップはその要だと考えている。			
○ 市教育委員会としましては、「鹿屋市教育の情報化ビジョン」に基づいて、教職員がICTを活用し授業の充実を図ったり、子どもたちの情報活用能力を高めたりすることを通して、次代を担う子どもたちの育成に努める。			

12	小中一貫校について	会派名	政伸クラブ
		議員名	【代表】小園(松本)
【質問の要旨】			
○ 小中一貫校の推進について、本市の状況と課題、今後の方向性を示してほしい。			
【答弁の要旨】			
○ 本市では、花岡小中学校（施設一体型）と上小原小中学校（施設分離型）をモデル校に指定し、9年間を見通した教育計画の作成や地域と連携した取組の研究・実践を進めている。			
○ 取組を通して、小中学生には学力面や指導面にもよい影響が見られ、職員研修や相互乗り入れ授業等により、お互いのよさを生かすことで、授業の改善・充実が図られたり、児童生徒へのよりよい指導に向けた計画づくりが行われたりする等の成果が見られる。			
○ 今後、小中一貫教育は、本市全ての小中学校で取組がなされていくことが重要だと考えており、充実・拡充に努める。			

13	新学習指導要領（案）について	会派名	政伸クラブ
		議員名	【代表】小園(東)
【質問の要旨】			
○ 新学習指導要領(案)をどう捉え、課題に対して対応策をどのように考え、どう準備に取り組むか。			
○ 新学習指導要領(案)による授業時間増による負担増に対して、小・中学校の事務負担の軽減化、効率化のため、教育現場のICT化にどう取り組むか。			
○ 英語教育については、新学習指導要領(案)を先取りする形で実施されていると思うが、本市における取組の、現時点での研究成果について示されたい。			
【答弁の要旨】			
○ 今回の改訂の内容の方向性については、学校教育において身に付けるべき資質や能力を「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性の涵養」の三つに整理し明確に示した点などの4つの点で評価できる。			
○ 小学校における、5・6年生への外国語科、3・4年生への外国語活動の設定については、授業時数を確保するため、行事の精選や重点化を行う工夫が必要と			

なるため、新学習指導要領(案)を先取りした「英語教育強化地域拠点事業」に取り組み、授業時数の確保の方法や新たな学習内容について研究をしてきており、その成果を基に、市内全ての学校への指導・助言を行う。

- 教育現場でのICT化については、一部ICT化はなされているものの、個別支援や生徒指導等の情報に関する共有化や有効活用等について進んでいない状況があり、教職員の事務を軽減させるため、校務ソフトについて研究中であり、今後、導入について検討する。
- 「英語教育強化地域拠点事業」の成果としては、英語の絵本を用いた読み聞かせが、新学習指導要領(案)においても、小学校の3・4年生で導入され、教科としてスタートする5・6年生は、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスを図った指導を明確にした等がある。

14 【件名】フッ化物洗口について

議員名

【個人】米永

【質問の要旨】

- フッ化物洗口をこれまで本市が取り組まなかった理由は何か。
- フッ化物洗口を学校で実施することについて安全性の議論は十分したのか。
- 実施する学校現場の教職員への説明や意見集約はどのように行われたのか。また、学校から挙げられた質問数と内容について示されたい。

【答弁の要旨】

- 取り組まなかった理由として、フッ化物に対する誤解に基づく不安や情報の錯綜等があり、フッ化物洗口に係る内容や安全性等の正しい理解が定着しなかったことが大きな原因の一つであると考えている。
- 安全性については、「7 清風会」で答弁したとおり。
- 学校職員への説明については、市内全小学校で、校長により本事業の説明会を実施し、合計150ほどの疑問や質問等がだされ、主なものとして①安全性の確保②事故の際の責任の所在③保護者説明会の実施方法等があった。
- それぞれの回答については、①安全性は科学的に証明されていること②万が一事故の責任の所在は基本的には市教育委員会にあること③保護者説明会で同席予定の関係団体の見解等を踏まえながら丁寧に説明すること等回答した。

15 【件名】フッ化物洗口について

議員名

【個人】眞島

【質問の要旨】

- フッ化物洗口の100%の安全性の証明
- インフルエンザの予防摂取が集団から個別に切り替わったが、学校での集団洗口が時代に逆行しているのではないか。
- 事故等が起き被害が発生した場合の責任の所在について示されたい。
- 対応する教職員の精神的不安や重圧及び多忙化についてどう考えるか。

【答弁の要旨】

- 自然界の物質は絶対安全の証明は論理的に不可能であり、どんなに安全とされている物質でも、量が過ぎれば重篤な状況が生じるので、フッ化物も同様に、適量ではむし歯予防に役立つが、大量は摂取はあってはならない。過量摂取は通常の方法では起こりえないことであり、そういう意味から、安全であると認識している。
- インフルエンザ予防接種は医療行為であるため、個人の意思がより尊重され、学校で行われなくなったと認識しており、一方、医療行為ではないフッ化物洗口は、科学的にも副作用はなく、大きな予防効果が認められており、希望調

<p>査による実施であることから、逆行しているとは認識していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故等が起き被害が発生した場合の責任の所在は、基本的には市教育委員会にあると考える。 ○ 学校ではプール管理における塩素系消毒剤など他の劇物等を取り扱っており、薬品等の管理や取扱いに関する一定のノウハウはあるものと考え。フッ化物洗口の作業は、それほどまでの重圧があるとは思えないが、今後も各学校での保護者や職員を対象とした説明会などで、丁寧に説明していく。 ○ 多忙化については、先進地や本市における次年度の3つの実施校の実践などから、より効率的で負担の少ない実施方法等について研究していく。 	
--	--

16	【件名】バイスタンダー（市民救助者）の育成について	議員名	【個人】児玉
<p>【質問の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の学校における、AEDに係る児童生徒への設置場所の周知や教育の実態を示して欲しい。また、実際に事故が発生した場合に備えて、バイスタンダー（市民救助者）としての児童生徒の意識を高めて欲しい。 			
<p>【答弁の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校におけるAEDに係る指導については、全ての中学校においては、専門的な知識や技能を有する消防署の職員を講師として招き、生徒に対しては保健の授業等で又教職員には研修会により実施している。 ○ 小学校においては、AEDの使用については、教職員を前提としているため、教職員の研修が主となっており、子どもたちにはAEDの設置場所や使用目的等の基本的なことを教えている。 ○ 身近なところで事故が発生した場合、教職員や児童生徒が、バイスタンダー（市民救助者）としての役割を果たすことは極めて重要であることから、命の教育の充実を更に図り、万一の事態に、主体的に的確な行動がとれるよう、意識の向上を図っていききたい。 			

17	【件名】学校給食のセンター化について	議員名	【個人】西口
<p>【質問の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食のセンター化の流れの中で、現行の学校給食体制の合理化の話を聞くが、地域住民、保護者、PTAなど理解を得て進めているか。また、当該地区の議員に話をした本意は何か。 			
<p>【答弁の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の学校給食は、最終的に南部学校給食センターと北部学校給食センターの2か所に集約することを基本としている。 ○ 現行の学校給食体制である「単独校調理場」及び「共同調理場」の取扱いについては、平成32年設置予定の北部学校給食センターの稼動までに、年次的に廃止することとしている。 ○ このような取組を推進するに当たっては、学校、保護者、PTAをはじめ、食材の納入業者などできるだけ多くの方々に十分な説明を行っていくことが重要であることから、順次説明を行っており、併せて、地区の議員についても、経緯や今後の方向性を十分に説明し、理解を得ながら取組を進めている。 			

18	【件名】鹿屋女子高の活性化について	議員名	【個人】繁昌
【質問の要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の学科については、本市の保育士、看護師及び介護士不足を解消するためにも、専門的な学科の設置が必要だと考えるが、どうか。 ○ また、3号棟、体育館及びプールも建築40年以上経過しており、看護専門学校と統合して一体的に建設してはどうか。 			
【答弁の要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学科の設置については多くの方々のアンケート結果等を基に、「学科設置のニーズ」、「施設・設備の整備にかかる費用」、「教員の人員確保」の可能性等、多角的な視点から、総合的に検討し、最終的に、普通科系、商業科系、家庭科系の学科の設置を判断した。 ○ 保育科、看護科、福祉科については、鹿屋看護専門学校と競合してしまうということ等、様々な課題が多いことから、設置は困難である。 ○ 一方、基本となる3つの学科に加え、生徒自身が自らの多様な進路希望の実現に向けて学習できる環境を整備するため、活性化基本方針の重点施策として、「総合選択制」を導入し、卒業後の多様な進路を見据えた実践的な学習活動を計画している。 ○ 校舎・施設の在り方については、3号棟や体育館については、耐震性能があり、現在、教育活動として支障なく活動できていることから、新校舎とのバランスの取れた内装・外装などの補修を予定している。 ○ プールについては、「水泳」は、体育授業の選択授業の一つとなっているが、近年、希望する生徒も少なく、老朽化していくプールをそのまま放置することもできないことから、撤去の方向で考えている。 ○ 鹿屋看護専門学校の併設については、鹿屋看護専門学校の学生は社会人であり、また、男子学生も学んでいること等や現在の鹿屋看護専門学校の校舎は、築年数・耐震性から見ても、今後も十分にその機能を果たすことができる状況にあることから、鹿屋女子高校新校舎建設に伴う統合・移転については考えていない。 			

報告(4)

鹿屋看護専門学校専任教員の採用について

採用決定者（2人）

1 氏名	末廣 瑞枝	横山 美希
2 住所	鹿屋市札元1丁目23-12	鹿屋市野里町4765番地
3 生年月日	昭和52年6月11日	昭和56年12月9日
4 年齢	39歳	31歳
5 最終学歴	国立都城病院附属看護学校	鹿屋看護専門学校
6 主な職歴	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人光智会のぼり病院（2年間） ・公益財団法人慈愛会今村病院（3.8年間） ・医療法人王産婦人科（1.9年間） ・鹿屋看護専門学校（1.9年間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島大学医学部・歯学部附属病院（4年間） ・医療法人ハートセンター（1.7年間） ・医療法人明昌会福田病院（2.3年間） ・鹿屋看護専門学校（2年間）
7 採用日	平成29年4月1日	

